

学校経営のポイント

“世界平和”に貢献できる資質の育成

若井 彌一

まもなく今年も8月15日を迎えようとしている。その前に、8月6日と9日、広島・長崎の「原爆の日」に、両市の市民はもちろんのこと、日本国民の多くは原爆の被災者となった多くの人々のご冥福を祈り、また、平和の尊さをあらためて認識し直すのである。

国際情勢の不安定と国政への影響

それにしても、国際情勢が不安定である。その不安定さは、一部の国々の核兵器の開発を促す役割を果たしている。

わが国は、現行憲法の前文において「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」とする決意を表明した。

この決意をどのような方法によって実践するかの選択肢は、理論的にただ1つではない。長きに及んで、わが国は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」との決意のもとに、他国との関係において「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」(第9条1項)として「専守防衛論」の枠内で対応を図ろうとしてきた。

しかし、国際情勢の不安定を重大視して、政府の「有識者会議」である「安全保障の法的基盤に関する懇談会」(座長=柳井俊二・前駐米大使)が「集団的自衛権行使」を可能とする方向で検討を進めていることは、新聞報道により伝えられているとおりである。

集団的自衛権行使論は、これまでの専守防衛論の枠から一步踏み出て、公海上での自衛隊による米

軍艦船防護、米国に向かう弾道ミサイル迎撃を実施可能とする考え方であり(平成19年7月9日付け『新潟日報』)、これまでの内閣が憲法解釈論として慎重であった経緯もあるから、勢力分野が激変した参議院においてだけでなく、衆議院においても、集団的自衛権行使の是非が大きな論争点となることは確実と予想される。

そして、この論争と並走する形で、憲法改正の是非をめぐる論争が展開されていくことになるのではないか。

世界平和に貢献できる多様な資質の育成

平成18年12月に全部改正された教育基本法では、その前文で「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである」としたうえで、この理想を実現するためにめざすべき教育のあり方を抽象的ながら示している。

各学校では、ここで示されている教育の方向性をふまえ、また、学校教育法で定めている学校種別の教育目的および目標規定をふまつつ、国際的に貢献できる多様な資質を想定し、幅の広い教育の実施に努めなくてはならない。

国際理解教育は、国際情勢の厳しさを直視する一方で、いたずらに国際社会の将来を悲観視するのではなく、わが国の国民が多様な資質を身につけることを通して、すすんで国際社会の平和的発展に貢献できる充実した内容を有するものへと質的改革を図っていく時期を迎えている。

(わかい・やいち=上越教育大学大学院教授・附属図書館長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●好評新刊! ● 7月27日刊! 菱村幸彦【編著】 A5判392頁・定価3,150円 教育開発研究所

『最新教育法規ハンドブック—学校管理職必携』

『関係力~「子どもが生きる学力」への挑戦~』

上越教育大学附属小学校【著】
B5判215頁・定価2520円